

# 日本の博物館はなぜ無料でないのか？

——博物館法制定時までの議論を中心に——

瀧 端 真理子

## Why aren't Museums Free in Japan?

——Focusing on the Discussion leading up to the Enactment for the Museum Act——

Mariko TAKIBATA

### 要 約

日本の博物館法の第23条には「原則無料」という規定があるにもかかわらず、日本の博物館の約7割は常設展を有料としている。本稿では、博物館法成立以前の『博物館研究』に掲載された入館料に関する考え方を網羅的に取り上げた。入館料がある種の入場制限になるという考え方に、当時の博物館関係者は違和感を持たなかったことが複数の記事から推定される。戦後の博物館法制定過程、博物館法制定後も、当時の博物館関係者は有料の意味を積極的に認め、特に「入場制限」を肯定的に捉えていた。

戦前の「図書館令」は閲覧料ないし使用料を徴収することが可能で、社団法人日本図書館協会、文部省によるいずれの「公共図書館法案」とも閲覧料徴収の余地を残し、協会側からは無料を「原則無料」とする「但し書」を加えるよう要望されていた。また、「入館者の無制限制度は館内整理上不都合をきたす面がある」という発言もなされていた。

日本の戦後の法制定過程では、博物館・図書館ともに無料入館に対しては本来の利用者でないと考えられた人々を排除することが意識されていた。図書館法には占領軍の強い意向で無料閲覧制が導入されたが、博物館法・図書館法ともに制定時に日本人の側から「無料制によってすべての人に教育の機会が与えられる」という考え方が育つには至らなかった。

博物館を無料にする根拠としては、(1) ユネスコ勧告、(2) アメリカの図書館関係者による教育の機会均等の考え方、(3) 「社会統制のツールとしての博物館」、の3つの観点を取り上げた。英語圏では「博物館の無償化=社会階層間の格差の是正」が念頭にあるが、日本では低所得者層に対して優遇策を設ける発想がなかったため、いまだに博物館を無料化する意味を認識できないものと考えられる。

キーワード：博物館 入館料 無料 ミュージアム 博物館法 図書館 図書館法

## はじめに

本論文は、日本の博物館法に「原則無料」規定がある理由を明らかにすることを目的とする。日本の博物館法では公立博物館の入館料は原則無料とされているが、財団法人日本博物館協会が2008年に行った調査によれば、日本の博物館の約7割は常設展示を有料としている。博物館入館料の決定要因を探るためには、入館料設定の歴史的経緯の解明と国際比較、および隣接分野である図書館と比較する必要がある。本稿では、①日本の博物館入館料の実態、②博物館入館料問題に関する先行研究、③博物館法成立以前の『博物館研究』に掲載された入館料に対する考え方、④「博物館法」制定過程における議論、⑤日本の図書館法制定時の議論、⑥博物館を無料とすべき根拠はどこにあるか、の順に検討する。日本の博物館法制定過程で、入館料問題がどのように議論されたかを明らかにすることで、今後明らかにすべき博物館の公共性を考える一つの手立てを提供するものである。

## 1. 日本の博物館入館料の実態

財団法人日本博物館協会が2008年12月に全国4,035館の博物館を対象に行ったアンケート調査（回答率55.9%）をもとにした報告書<sup>1)</sup>によると、日本の博物館の約3割（29.1%）が常設展示を無料公開していることが分かる。常設展を有料にしている残り約7割の館では、常設展の平均入館料は400円前後で推移していて、金額は2004年より2008年の方がわずかに低下している。

入館料の割引や無料制度については下表のとおり、一般の団体入館者や小中学生に対して多くの館で割引があり、また、無料で入館できる館の割合は、幼児に対して92.8%、学校での授業・

表 入館料の割引や無料制度 2008年 (N=2,257)

	優遇措置として (%)		地域住民に限定 (%)
	割引	無料	
幼児に対して	3.0	<b>92.8</b>	1.8
小中学生に対して	<b>41.8</b>	<b>38.6</b>	11.6
高齢者に対して	17.9	20.9	14.6
身体障害者に対して	<b>31.3</b>	<b>47.8</b>	4.2
学校の授業・行事等での利用に対して	16.5	<b>68.7</b>	27.3
学校5日制に対応した措置として	2.8	27.5	7.2
「子どもの日」など日を決めての措置として	3.3	33.8	3.3
一般の団体入館者に対して	<b>90.8</b>	0.9	1.0

財団法人日本博物館協会『地域と共に歩む博物館育成事業 日本の博物館総合調査研究報告書』(2009) 75頁より抜粋して表を作成

瀧端：日本の博物館はなぜ無料でないのか？

行事等での利用に対して 68.7%、身体障害者に対して 47.8%、小中学生に対して 38.6% となっている。

特別展が有料である館の比率が高い館種は美術館（49.7%）で、特別展が無料である館の比率が高いのは動水植物園（83.3%）・水族館（80.4%）という結果が出ているが、これは、特別展ごとに高額のチケットを購入することが多い美術館に対して、入館料自体が高く設定されているために館内の特別展や企画展では別料金を徴収しない水族館の実態を反映していると言えよう。

## 2. 博物館入館料問題に関する先行研究

英国の博物館入館料については佐藤創が、1980年代に保守党政権が有料化を迫り多くの館が有料化に踏み切ったが、労働党政権は2001年に国立館の全面無料化に踏み切ったこと、また2010年の政権交代後、保守党政権が入館無料を維持したのは文化財の返還請求問題が原因ではないかと論じている。佐藤によると、労働党政権が2001年に国立館を全面無料化した理由として、「国内のあらゆる階層の人々が博物館・美術館に無料でアクセスできることが、国民の福利厚生の上につながる」ことが挙げられている。一方で、無料政策に対する批判としては、①訪問人数が増えてもリピーターが大幅に増えただけで訪問者の階級構成にあまり変化はないという調査結果が存在するため、「国民全体の福利の向上」は無料化の正当化事由にならない、②入場料に収入を依存する独立系館へ不利に働いているため、官による民業圧迫である、の2点が指摘されている<sup>2)</sup>。

規制緩和、政府系企業の民営化を実現したニュージーランドでの博物館入館料については、Lindsay が、収入確保の手段としての入館料と運営費用の関係を分析し、国立博物館テ・パパの入館料有料化が国民の博物館への認識に及ぼす影響を与えるかを検討し、結論としてすでに国民は税金によって博物館への支払いを済ませているのだから原則無料にすべき、と論じている<sup>3)</sup>。

米国については McFeltr が、アメリカ博物館同盟（AAM）の2006年報告書をもとにアメリカの博物館の2/3以上が無料日を設けていることを示し、入場無料の期間・時間帯を明示することが初来館・低所得の来館者を招く一般的な方法であり、その明示により正規の入館料を正当化出来ることを論じている。McFeltrによると、19世紀後半から20世紀初頭にかけて成立したアメリカの博物館的コレクション（encyclopedic museum collections）は無料公開されていたが、その後の経済発展と物価高騰の中で、博物館は有料になった。1950年代に約100だった博物館は、現在では約4,000館あり、来館者や寄附者、収入を巡って競合しているという。入場料収入は運営費の5%を占めるのみで、これに対し、館内のショップやレストラン、レンタルスペース、駐車場からの収入は約18%を占めている。米国美術館の50%は成人の入館料を徴収しており、1980年代の連邦政府、州による財政援助の減少は、入館料に強い影響を与えてきたという<sup>4)</sup>。

また、AAMの2013年報告書では、入館無料または推奨入館料を示すのみの館は36.8%、一般入館料（General admission fee）が存在する館は63.3%あり、大人の一般入館料の中央値は\$7.00で、2009-2011年の値と変化がない。また、92%の館が、何らかの機会に「誰でも無料」の機会を設けていることが示されている<sup>5)</sup>。

入館料の最適価格については、Steinerによる研究がある。Steinerは、収入を最大化する観点から、無料入館が博物館の歳入に与える影響と、付加的な無料日を設けることが望ましいか否かを検討している<sup>6)</sup>。

一方、隣接する図書館情報学の分野では、岸本岳文、川崎良孝らの研究の蓄積があり、戦前の「図書館令」では閲覧料・附帯施設使用料の徴収が可能であったこと、戦後GHQの強い指示で「近代公共図書館の大原則である無料閲覧制」が導入されたこと、アメリカでは公立学校無償の原則に基づき、図書館も公費支弁されるべきと考えられてきたことが明らかにされている<sup>7)</sup>。

### 3. 博物館法成立以前の『博物館研究』に掲載された入館料に対する考え方

1951年の博物館法成立以前には、日本では入館料に対してどのような考え方がなされていたのだろうか。戦前の日本博物館協会（及びその前身である博物館事業促進会）の『博物館研究』において、入館料問題に言及した記事を網羅的に調べた結果、以下のような記事が見つかった。

#### (1) 武部欽一「博物館制度に就て」（1929年）

入館料問題に触れた最初の文献としては、文部省普通学務局事務局長の武部欽一による講演録をあげることができる。1929年5月17日～21日まで、お茶の水の東京博物館で文部省主催の博物館講習会が開催され、その際の講演の一部は、速記によって『博物館研究』誌上に順次掲載された<sup>8)</sup>。武部は5月17日に講演し、この中で「外国の博物館に関する法制はどう云ふ風になつて居るか、之を一二申上げて見たい」として、フランスの例に続いて英国について次のように述べたと記録されている<sup>9)</sup>。

英国では一八九二年に図書館法と云ふものが出て居りますが、其図書館法に依りますと、其の法律に依つて設立せられたる図書館又は博物館に於ては入場料を徴収することが出来ないと云ふことを規定して居ります。さうして図書館博物館の管理は総て図書館当局の権限に属するものであると云ふことを定めて居るのであります。更に法律に於て一方に於て入場料を徴収することが出来ないと云ふことを規定する一面他方に於ては其法律に依つて図書館、博物館は特に図書館区に対して半片の課税をすることが許されて居る、是は洵に特殊の一つの制度であると思ふのであります。（中略）

第四は観覧料の制度であります。英国に於ては一八九二年の図書館法に依りまして、博物

館に対して入場料を徴収することを得と云ふ規定を設けたのであります。但し其博物館は毎週三日以上無料公開すべきものであると云ふことの規定を設けた。所が其翌年に相成りますと、公立の博物館は入場料を徴収することを得ずと云ふ規定に変えたのであります。仏蘭西や独逸に於きましては入場料の徴収と云ふことは別に禁じて居りませぬで、之を歳入の一部として居るのであります。

武部の講演録では、英国で「図書館又は博物館」または「公立の博物館」が入場料を徴収出来ないことになった経緯に関して矛盾する記載がなされており、1892年、1893年のいずれの年に（公立の）博物館が無料になったのかが不明な書き方になっている。

イギリスでは、1845年に博物館法（Museums Act, 1845）が制定された。この法律は、人口1万人以上のバラ（都市）に「美術館及び科学博物館」を設立するために、課税標準価額1ポンドにつき半ペニーの率で徴税すること、及び1シリングを越えない額の入館料を徴収する権限を与えたものである。この法律は任意法で、採択するには納税者の投票を実施し、3分の2以上の賛成票を得る必要があった。カンタベリー、ウォリントン、ソルフォードでは、この法律に基づいて、図書も持つ博物館が設立された<sup>10)</sup>。

さらに1850年には、公共図書館法（Public Libraries Act, 1850）が成立した。この法案は公共図書館の設立も可能にするために、1845年博物館法を拡充するものであった（提案時は「タウン・カウンシルが公共図書館・博物館を設立するための法案」；Bill for enabling Town Councils to establish Public Library and Museums）。この法案を下院に提出したウィリアム・ユースは、1845年博物館法によって認められてきた1人1ペニーの博物館への入館料を廃止することを提案した。入館料は「無用の妨げ」（a useless impediment）とされた<sup>11)</sup>。

最終的に、イングランドとウェールズの人口一万人以上の都市に限定して採択された公共図書館法により、1845年博物館法は廃止され、図書館は入館無料となった。各地の自治体は1851年より図書館法を採択して、公共図書館の開設に取り組むようになっていった<sup>12)</sup>。一方、1850年公共図書館法では、博物館に関しては、少額の入館料を課す条例の制定権がタウン・カウンシルに与えられており、1週間に3日は有料とすることが可能であったが、その入館料は1人6ペンスを越えてはならず、また他の3日は無料または1人1ペニーを越えてはならないとされた<sup>13)</sup>。博物館への入館無料が確認できるのは、1855年の「アイルランドの無料図書館と博物館の設置をさらに促進するための法」（An Act for further promoting the establishment of free Public Libraries and Museums in Ireland）となる。この法では「15 この法のもとに設立されたあらゆる図書館、博物館の入館料は、公衆に全て無料で開かれるべきである」との文言を確認することができる<sup>14)</sup>。

1850年「公共図書館法」は、頻繁に改正が加えられ、武部が『博物館研究』で取り上げた1892年の「公共図書館法」はウィリアム・マンフォードの『ペニー・レイト』中では「これま

でのすべてのイギリス図書館法制を廃止し、主法としての基盤を固めたもの」とされているが、また同時に「手続きを簡素化した点で重要であったが、公共図書館の発展にかかわると見なされる変更は何一つなされていなかった」とされている<sup>15)</sup>。博物館への入館料に関しては、1891年の「博物館・体育館法」(Museum and Gymnasiums Act, 1891)によって、イングランドとウェールズでは博物館は少なくとも週3日、無料公開にしなければならないとされており、残りの日は入館料を徴収することが可能であった<sup>16)</sup>。以上の点から、武部の記述の妥当性については、今後、さらに精査が必要である。

## (2) 棚橋源太郎「博物館施設近時の傾向」(1929年)

『博物館研究』上で、武部の次に博物館の入館料に触れた記事は、棚橋源太郎の「博物館施設近時の傾向」である。この記事も当時、博物館事業促進会の理事であった棚橋が、上述の文部省主催博物館講習会で5月21日に講演した概要を筆記させたものである<sup>17)</sup>。棚橋はまず「1 観覧者の吸収」という節を立て、「人を容れなければ教育することも、指導することもどうする訳にも行かない。故に見物人を吸収する、是が一番大事なことであります」と述べ、博物館の目的として教育・啓蒙を意識していることが明示されている。そしてこの節の中に「広告」「入場料」「開館日及时刻」「夜間開場」の4項目が挙げられている。以下、入場料に関連する部分を引用する<sup>18)</sup>。

成るべく多くの人を入れるには無料入場と云ふことが必要になつて来る、それで政府や市あたりで作つて居る博物館は多くは無料入場にして居ります、入場無料は博物館の性質上原則とすべきであります。独逸は貧乏でありますから有料の所が多いやうでありますけれども、亜米利加でも仏蘭西でも英吉利でも国立や市立の大博物館は大概無料で入れて居る、維持に差支ない限りは無料で入れると云ふことを原則としなければならぬ。

併しながら無料入場と云ふことは必ずしも無制限に人を入れると云ふことではないのです。観覧の曜日と時間を制限し観覧の区域を限定する必要がある。美術館には特に其の必要がある。公衆の運んで来る塵埃や日光、湿気、熱、振動等で陳列品に非常な損害を被むるからである。(中略)

博物館を余り開放すると種々な弊害が起る、悪用される傾がある。博物館には綺麗な画が陳列されて居り、また珍しい物が沢山列べられて居る、それに室内が清潔で完全な暖の設備がある。さう云ふ所に無制限に人を入れると云ふことになりますと、動もすると博物館が貧乏人や労働者の休憩所に悪用されるやうになる。

ここで棚橋は、大勢の入館者を集め教育効果を上げるためには入場無料が必要であること、しかし、無料にすると博物館が、館が考える目的とは異なる使い方をされてしまう、と危惧してい

る。そして東京市内の図書館やルーブル美術館の例を挙げ、冬季に労働者が暖を取りに来ると例示している。

### (3) 海外館園の紹介（1930年）

1930年には、棚橋による海外館園の紹介記事の中に、入館料に関する記述が見られる。「児童博物館問題」の中で棚橋は「ボストン児童博物館」に触れ、「ブルックリン市の児童博物館目録に日曜は午後だけ開館するか、その他は毎日午前九時から午後四時半まで開き、無料で児童を入館させてゐる」と紹介している<sup>19)</sup>。

また棚橋は、「世界の動物園」の「維持の方法」という項目の中では「伯林の動物園」について、「また伯林の動物園の如きも、私設会社の経営ではあるけれども、敷地は官有地を殆んど無料同様で使用させ、また伯林市からも相当補助を与えてゐる。そのかほり伯林では市外の小学生徒は無料で入場させてゐる」と紹介している。さらに「ロンドンの動物園」については、動物学会の会員は「夫婦でその権利を行使することが出来、毎日二人以内の同伴者と一緒に入園することの出来る外に、なほ年々若干枚の無料入場券の配付を受けられることになつてゐる」と紹介している。なお、欧米の各動物園では、「一般観覧者の入場料や水族館その他の特別入場料等も、維持費の一部に充てられてゐることは勿論である」と述べている<sup>20)</sup>。

また、「内外博物館ニュース」の中にイタリアの事例も以下のように紹介されている<sup>21)</sup>。

伊太利の博物館は先年入場料を廃止した結果、入場者激増し、一昨一九二八年九月の入場者は二十一万六千八百五十五人のところ、昨一九二九年同月の入場者は三十八万八百六十八人となり、一ヶ月間八十六万三千八百十三人の増加になつてゐる。

### (4) 第二回全国公開実物教育機関主任者協議会での問題提起（1930年）

1930年の『博物館研究』には、「第二回全国公開実物教育機関主任者協議会議事録」及び「雑録」が掲載されている。この協議会は、博物館事業促進会が主催したものであり、文部省及び鉄道省からの諮問と、博物館事業促進会からの議題が2つ、また会員からの討議題・協議事項7つが提出された<sup>22)</sup>。

文部省の諮問案は「現時の趨勢に鑑み博物館等の施設をして教育上一層有効ならしむる具体的方法如何」であり、これに対する答申5項目の一つとして、以下のような答申がなされた<sup>23)</sup>。

五、博物館当事者ハ陳列内容ノ改善ニ務メ観覧者ニ対シ入場料、観覧時間、説明方法等ニツキ各種ノ便宜ヲ与へ且ツ適當ナル宣伝方法ヲ講ジ特ニ教育関係者其ノ他ト協力提携シテ博物館事業ノ教育的効果ヲ挙ゲンコトヲ期スルコト。

この答申では、入場料にも「各種便宜」を与えることを、博物館活用の方策の一手段として提示している。この答申は協議会初日に11名の特別委員会によって原案が作成されたもので、翌日、委員長となった福田為造（長岡高等工業学校長）から、次のような説明がなされた<sup>24)</sup>。

それからまた観覧者に対しては、若し入場料を取つてをられるならば、或る場合にはそれを免除する。

また、会員提出の討議題の一つとして、「七. 通俗教育を主としたる植物園内に公園的施設を行う方法如何（京都植物園）」が挙がっている。この題を提出したのは京都植物園の野森守人であり、問題提起は以下のようなものであった<sup>25)</sup>。

それから次ぎには料金の問題でございます。公園といふ名前がつきましたならば料金を取することは少し不都合になるかと思ふのでございますが、これも極く安い料金を取りまして、そこに研究的でない、或は特に趣味を持たずに、たゞぶらり〜転げ込むと云ふやうな人間を制限する意味に致しましたならば、幾分の料金を取ると云ふことも不都合ではないかと思ふのでございます。それから園内に特別の施設のあるものには幾分の料金を取つても差支ないかと思ひます。それ等の料金の問題と云ふやうなことも、社会の状態と共に適切な方法、料金の額と云ふやうなことも決めたらどうかと思ふのでございます。

この野森の問題提起に対して、会場からは料金（入園料）についての直接の意見は出されなかった。つまり入場料がある種の入場制限になるという案に対して、当時の博物館関係者は特に違和感を持っていなかったか、またはその場では発言しにくい事情があったかのいずれかと考えられる。

#### (5) 無料公開の事例（1930年）

1930年には、無料公開の事例が掲載されている。一つは「内外博物館ニュース」の中の「世界コドモ博物館」の例であり、京都の仏教児童博物館の仏教に関する人形と児童作品を、神戸東極楽寺内の日照日曜教園で、12月22、23両日に「世界コドモ博物館」として一般に無料公開したことが記されている<sup>26)</sup>。

また前述の「第二回全国公開実物教育機関主任者協議会」では、鎌田共済会博物館長岡田唯吉による「鎌田共済会博物館の施設大概」という意見発表があり、その大要（文責は記者）が掲載されている。その大要によれば、鎌田共済会博物館は財団法人鎌田共済会が大正13年に皇太子成婚記念として設立、大正14年に開館したもので、無料で一般公開していることが以下のように紹介されている<sup>27)</sup>。



瀧端：日本の博物館はなぜ無料でないのか？

即ち私の方は鎌田共済会といひまして、これは財団法人組織になつてをります。この財団の鎌田理事長はある篤志家で、社会事業のために百万円の資金を提供せられ、その資金をもつて社会事業を致してをるのでございます。(中略)

開館の方法も田舎のことで、さう日々開いて見せる必要もないでせうし、また一面に於いて館員も手が少なうございますから、先づ当分の間は毎週土曜日の午前十時から一般に無料で公開し、当日は必ず館員が出てゐて、質問のある熱心な人に対してはなるべく親切に説明をしてをります。また土曜日以外でも、特殊な人には喜んで観せるやうに致してをります。大体の観覧人員は日々平均八十三人余りでございます。

この鎌田共済会博物館は、「只今のところでは郷土博物館と云ふ名前」であり、調査部を設けて「郷土の歴史地理に係した研究調査、讃岐事情の調査資料蒐集」を行っていると言はれている。

また、「帝室博物館年報」の項目の中で、1930年、東京帝室博物館が「十一月三日明治節当日を無料観覧日とした。当日の入場者六千八百人、本年中の一般観覧者は十七万四千二百十六人であった」と記述されており、年に一度の無料観覧日に大勢の人が押し掛けた様子が窺える<sup>28)</sup>。

#### (6) 関東庁博物館の入場料改定問題 (1931年)

1931年には、「内外博物館ニュース」の中に「関東庁博物館」という項目があり、入場料改定の認可を関東庁に申請中という記事がある。この記事から当時の入場料の実態を知ることが出来る<sup>29)</sup>。

同館入場料は、従来両館とも各大人一人十銭、団体同五銭を徴収したのみで、他は全部無料としてゐたが、両館当局では今回予算その他の関係から、従来無料であつた軍人、学生に対しては五銭、中初等学校生徒は二銭を徴収することに目下関東庁に認可申請中である。而して両館の収入は四年度に於いて合計約五千円しかなく、若し三年度の無料入場者五千六百二人に対し、前期の通りの料金を徴収せば、少なくとも年額千五百円以上の収入を得べしといふにあるが、関東庁当局の意向としては、この種社会事業は元来その性質上無料を理想とし、殊に春秋を除いては寧ろ閑散を遺憾とする現状であるから、多分右料金の改正は実現せぬであらう。

関東庁博物館両館と書かれているのは、本館と記念館を指すものと思われ、『博物館研究』3-8(1930)に掲載されている「公開実物教育機関一覧」によれば、1929(昭和4)年度の本館の観覧人員は60,840人、記念館は同50,240人、経費は両館合わせて66,644円であつた<sup>30)</sup>。ここでは、軍人、児童・生徒・学生は無料であつたこと、また、関東庁当局からは関東庁博物館が「社

会事業」と捉えられ、無料が理想とされていたことが分かる。

#### 4. 「博物館法」制定過程における議論

1940年には、「博物館令（勅令案）」が提案されている。この勅令案には、「第十一条 公立博物館ニ於テハ観覧料又ハ附帯施設ノ使用料ヲ徴収スルコトヲ得」と書かれているが、この勅令案は施行されなかった<sup>31)</sup>。

戦後の1946年に日本博物館協会が作成した「博物館並類似施設に関する法律案要綱」には、「十〇、博物館及類似施設は、必要に応じて観覧料並に附属設備の使用料を徴収することが出来る。但この場合は監督官庁の許可を要する<sup>32)</sup>」と書かれている。

同じ1946年、アメリカ対日教育使節団（第一次）はその報告書の中で、図書館について「（日本の公立）図書館のシステムは、公共（public）であるにもかかわらず、無料ではなかった。入場料と貸出料金を課されるのが普通であったことは、思い出されるべきである」「相談や本の貸出は無料であるべきで、費用は政府が負担すべきである」と指摘しており、戦前の日本では公立図書館も有料だったことが分かる。この報告書の中では、博物館については1パラグラフの記述があるだけで（図書館は9パラグラフ）、入館料についての言及はない<sup>33)</sup>。

1950年からは博物館法制定に向けた動きが活発化する。まず棚橋が「博物館動植物園法」の草案を出し、その中で入館料については「第十二条 国立及び都道府県立の博物館動植物園は、入場料を徴収しないことを原則とする。但し、土地の状況その他の理由により、場内整理のため必要あるときは、小額の入場料及び付帯設備の使用料を徴収することができる<sup>34)</sup>」と記述しており、自身の戦前の考え方を踏襲していることが分かる。

棚橋による「場内整理」の考え方は、文言の上では同年に出された博物館関係者による「博物館、動物園及び植物園法草案」では消され、文部省による「博物館法案要綱案」等でも踏襲されていく<sup>35)</sup>。文部専門員及び文部省の最終決定案である「博物館法案」（1951年4月）では、「（無料公開）第二十三条 公立博物館は、無料で公開することを原則とする。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な料金を徴収することができる<sup>36)</sup>」と表現されている。

1951年12月1日に博物館法は公布され、翌年3月に施行された。入館料に関しては最終的に、「（入館料等）第二十三条 公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる」という現行の条文となった。この条文前半の記述は、先行して1950年に公布・施行された図書館法の記述「（入館料等）第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない」を踏襲した形になっている。

瀧端：日本の博物館はなぜ無料でないのか？

鶴田総一郎は、1954年度の調査として、「日本の博物館 239 館の中 165 館約 65% が有料、35% が無料という割合になっている」とのデータを上げ、次のように解説している<sup>37)</sup>。

さて以上のような平均入場料金額は、日常バスや電車を利用する時に使う程度のもので現在の日本人にとって決して負担を感じずような金額ではなし、金額そのもので利用度を強く減少させるようなおそれはない。(中略) なお、現在の日本にとっては有料入場はいろいろな意味での災害を防ぐためのよい意味の一種の入場制限になっている。また日本の大衆の心理として、無料ということは商業広告でなければやすっぽい見せ物というように感じてしまう妙な傾向があり、現在の有料制度は結構利点もあるのである。

この解説からは、博物館法制定後も当時の博物館関係者が有料の意味を積極的に認め、特に「入場制限」を肯定的に捉えていたことが確認できる。

博物館法制定 10 年を記念して開催された「博物館法制定 10 周年記念座談会」(1961 年 11 月)には、博物館関係者の本音がうかがえる談話が掲載されている。この座談会では、文部省元社会教育施設課長の近藤春文が、「当時 GHQ のバーンズさんに 1、2 回相談をしたが、一応案を作るよういわれ、比較的我々の自由に作れた。内容は一応出来ている図書館法を頭におき、博物館の機能を考えながら作ったので他にはモデルがない<sup>38)</sup>」と述べており、博物館法制定に際し参照したのは先行した図書館法のみであることが分かる。

さらに、公立博物館入館料の「原則無料」が博物館法に書き込まれた理由として、この座談会からは次の 3 点を拾い上げることが可能である。

- ・古賀忠道(上野動物園長)「先の話の動物園協会の反対の一つは、“入場無料”という項をそのままとり、無料では絶対にやっていけない、つぶれてしまう。即ち“原則として”というのをそのまま受けてしまった。」
- ・近藤春文「金をとれば博物館法が示す広く一般に提供することに反し、また研究調査を考える場合、図書館法のように無料でやることはあり得ない。」
- ・鶴田総一郎(国立自然教育園次長)「一種の入場者の整理であって入場料ではないのですね。」「当時上野の山もまだひどかったが、あの人達が入れない様にする理由にもなったのではないですか。」「(近藤)「図書館法の時に問題になったのだが、図書館法は無料である為に図書館を利用しない人のたまり場になり、閲覧をしようとする人々の空気や雰囲気や乱したり同時に騒音をたて邪魔をするという悩みがあった。」

また当時、文部省社会教育局で博物館法の立法に携わった川崎繁は、法制定当時の様子を次のように語っている<sup>39)</sup>。

入館料の問題が検討されたとき、図書館はアメリカの強い指導で取らないことになったが、博物館の場合には、アメリカ側の強い指導もなかったので、自主的に決めることができた。ところで、入館料をどうするかということについては、関係者こぞって入館料はただにはできないという意見が圧倒的でした。

因みに入館料の調査をしてみますと、あの頃（昭和22～23年）、動物園、植物園、水族館を主体として年間、億を越える額でした。戦後、動植物園、水族館というところは、国民の憩いの場でした。ですから、設置者にとっては、大変意義のある、財政的にも魅力的な施設でした。

ここでも、博物館関係者が「こぞって」入館有料を支持したこと、また当時の動植物園や水族館は、設置者から「儲かる施設」と認識されていたことが分かる。

## 5. 日本の図書館法制定時の議論

では、図書館法の制定時には、どのような議論がなされたのだろうか。戦前にあった「図書館令」（1899年）では、「公立図書館ニ於テハ図書閲覧料ヲ徴取スルコトヲ得」と規定され、これが1933年に改正された際にも、「公立図書館ニ於テハ閲覧料又ハ附帯施設ノ使用料ヲ徴取スルコトヲ得」とされており、多くの公立図書館において料金が徴収されていたことが知られている<sup>40)</sup>。

博物館法制定に先立つ図書館法（1950年）の制定過程での議論を時系列で検討すると、まず、アメリカ対日教育使節団（第一次）の報告書を受け、1946年6月25日付の「図書館法規に規定さるべき事項」の中では、第二章（市町村立図書館）で「市町村立図書館は原則として閲覧料、使用料の類を徴収せざること」、第七章（雑件）で「図書館は閲覧料使用料等の徴収を為さざること」としている<sup>41)</sup>。

続いて、1947年9月4日、日本図書館協会第一回通常総会協議会では文部事務官による説明が行われ、その際に出た質疑の内容として、次のような記録が残されている<sup>42)</sup>。

c、なお閲覧料については相当の異論があり、アメリカの国情をもつて直ちに無料はやめることにして貰いたい。今日の経済情況ばかりでなく、むしろ或る館の如きは、入館者の方から閲覧料をもつとましてくれというようなことから、到頭申出分だけ貰うというわけが論議に上り、閲覧料の有無はこの実情で、本法案においては、特に熟考せよとの要望が強かつた。

この記録からは、入館者の側から、より高額の閲覧料設定を望む声もあったことが分かる。

また、1948年9月6日付の「“公共図書館法案”修正に関する件」では、連合国軍総司令部民間情報教育局（GHQ/CIE）図書館担当官と文部省関係者との意見交換の内容として、次のような記録が残されている<sup>43)</sup>。

(ハ) 閲覧料

これについては国立図書館及び東京都立日比谷図書館をはじめ現在の利用者状況から根本的趣旨は無料とするが、入館者の無制限制度は館内整理上不都合をきたす面があるので、図書館委員会の許可権の操作で抑制が両作用されるということで解決し、原則としてとらないものとする方針に決定した。

そして、1948年11月3日に、日本図書館界の公式意見として出された「公共図書館法案－社団法人日本図書館協会」の中に、図書館協議会長の職務として「図書館の閲覧料徴収の許可に関する事」等については、図書館協議会の意見をきかなければならない、と書かれていることから、この時点での日本の図書館関係者の総意が「有料も可」を支持していたことが分かる<sup>44)</sup>。

1949年1月の「公共図書館法案－文部省案」では、「第五条 公立公共図書館は、閲覧料を徴収しない。但し、市（大阪市、京都市、神戸市、名古屋市及び横浜市〈以下五大市という。〉を除く。）町村立公共図書館は、都道府県の教育委員会の許可を受けたときは、閲覧料を徴収することができる。2 私立公共図書館は閲覧料を徴収することができる<sup>45)</sup>」とされ、同年4月に文部省内の省議を通ったが、この法案全体は、まだCIE担当官らとは、「法案の基本精神において若干の距りのあることが明瞭となり<sup>46)</sup>」、同年9月15日に公共図書館法促進委員名で出された「法案の内容についての再検討資料」では、閲覧料・使用料の問題は次のように書かれた<sup>47)</sup>。

- 1、大衆の閲覧・使用に関する限り料金は取らぬことに徹底して文化的奉仕機関の建前を明かにすること。
- 2、制限された利用者に対する特別に費用を要する特殊サービスについては別に考うべきである。

1949年10月19日付の「図書館法案要綱（案）」では、「図書館は閲覧料を徴集しない。但し市町村（五大市を除く）及び民法第三十四条の規定による法人の設置する図書館においては都道府県教育委員会の許可を得て閲覧料を徴集することができること」とされた<sup>48)</sup>。

同年12月19日に文部省主催で行われた意見聴取会では、日本図書館協会側から、「閲覧料－原則としては取れぬが、場合によっては取れるように、但し書を加えよ」との申し入れが行われている<sup>49)</sup>。ちなみに、この日に文部省側が配布した「図書館法案要綱」には、「15 公立図書館は、閲覧料を徴収してはならないこと。16 私立図書館は、閲覧料を徴収することができるこ

と。但し、その額については、都道府県の教育委員会の認可を受けなければならないこと」と書かれていた<sup>50)</sup>。

1950年3月に国会に提出された「図書館法案」で初めて、現行法通りの「第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない」の文言が現れる<sup>51)</sup>。そして、参議院文部委員会では、「すでに各地方の図書館におきましてはもう予算ができておるのでありますから、やはり入場料を昭和二十五年度までは使いたい」との意見が出され、附則第一項に「但し十七条の規程は昭和二十六年四月一日より施行する」との修正が付され、全会一致で可決されたが<sup>52)</sup>、この修正は、日本図書館協会側が、「一年延して貰うように当方から申入れをしたのが承認されたのである」と記録されている<sup>53)</sup>。

衆議院文部委員会では、西崎政府委員が図書館法案の大綱についての説明の中で、「その利用は市町村民の貧富等によつて制約をうけることのないようにすることは、図書館の本旨よりして当然であるといわねばなりません」と述べた。また、質疑の中でも、「第十七条をここで明記いたしましたのは、先般米国の教育使節団等が参りましたときのアドバイスにも、この図書館の公共性と公開性を非常に強調いたしまして、いかなる対価をも徴収すべきものではないということが書いてあるのであります」「非常にこの線は関係当局の強い線でありますので、ここに原則を明らかにいたしましたのであります」と答弁している。なお、この政府委員の答弁の中では、六大都市の図書館において、当時の入館料が図書館の総経費の五分の一ぐらいに当たることも明らかにされている。結局、参議院の修正を付けた原案が衆議院でも可決され<sup>54)</sup>、1950年4月30日、図書館法が制定公布され、無料規定は年度末まで猶予された。

以上のような葛藤を経て、占領軍当局者の強い意向を汲んで、「近代公共図書館の大原則である無料閲覧制<sup>55)</sup>」が、日本の図書館法にも採り入れられた。

## 6. 博物館を無料とすべき根拠はどこにあるか

博物館を無料とすべき根拠は、どこに求めることができるだろうか。この考察には次のような三つの手掛かりがある。

### (1) ユネスコ勧告（博物館をあらゆる人に解放する最も有効な方法に関する勧告、1960年）<sup>56)</sup>

この勧告は、教育の機会均等の推進がユネスコの機能の一つであるとした上で、「国民のあらゆる階層、特に勤労階級（原語では *working classes*）に博物館を利用せしめるよう奨励するため、あらゆる努力が払われるべき」と述べている。そして具体的には、観覧料はできるだけ無料とすべきこと、常時無料でない場合は、1週間に1日相当は無料にすること、低所得者・大家族構成員に対しては観覧料を免除すべきことが謳われている。従ってこのユネスコ勧告での入館料無料の根拠は「教育の機会均等の推進」であり、そのための具体策が提案されている。日本で法

制定前に博物館界・図書館界ともで論じられてきた排除の論理としての「場内整理」とは、正反対の考え方に立つことが分かる。

## (2) 図書館関係者の主張から得られるヒント

図書館法制定時に、占領軍からの強力な指導があったことは先に述べたが、それではアメリカの図書館関係者の間では、どのような主張がなされてきたのだろうか。

1854年に開館したボストン公立図書館の理事会（1852年成立）は、アメリカ公立図書館の原則を「図書館は生活上の義務の履行を助ける施設で、公立学校と同じ根拠で公費支弁にすべきである」とした。無償教育と同じ原則に基づき、公立図書館が必要だとされたのである。この原則を川崎良孝は、「アメリカの民主政体を支えるのは、開明化され、自力で的確な判断ができる住民である」「住民の能力を開発する教育、自力で的確な判断をする前提としての知識や情報の普及は公の責任に帰する。前者が公教育で、後者が公立図書館である。そして、それらはいずれも無償、無料でなければならないのである」と説明している<sup>57)</sup>。

もっとも、開館当初のボストン公立図書館での貸出は、市の公務員、牧師、教員など以外のボストン住民は、図書の価値相当額を預けるか、または「保証」が必要だったとされているため<sup>58)</sup>、無料貸出に至るまでの議論の推移に注意を払う必要がある。

日本図書館協会はアメリカにならない、「近代公立図書館は、公教育が無償であることと同じように公立図書館の無料制によってすべての人に教育の機会が与えられるという考え（にもとづくものであり）」と述べている<sup>59)</sup>。「サービスが無料で提供されること、つまりすべての国民が等しく図書館サービスを活用できるということ<sup>60)</sup>」が、現在では日本の図書館を無料とすべき根拠とされていると考えられる。しかし、こうした図書館関係者の考え方に博物館関係者が注意を払うことはほとんどなかったのではないかと思われる。

## (3) 「公教育無償の原則」からの類推は可能か

ところで、義務教育はなぜ無償なのだろうか。アメリカの論理は前述したが、義務教育に対しては、義務教育を国民に受け入れさせるための「無償制」であったという観点もある。例えば「〈義務・無償制〉これらの原理は、18～19世紀に西欧の国民国家が形成される過程にその起源をもつ。西欧諸国は、キリスト教会に代わって子どもたちを教育し、国力を強化しようと考えていた。当初、民衆が就学義務を受け入れることは難しかったが、社会の工業化が進む中で、義務制はその有用性から国民的なコンセンサスを得ていく。無償制は義務制を有効ならしめるのに不可欠のものであった」といった指摘がなされている<sup>61)</sup>。

18世紀後半から19世紀前半のあいだに産業革命を達成したイギリスでは、都市部の人口が急増し、衛生状態が悪化、また工場での劣悪な労働条件から、労働組合を結成する動きが広まり、男子普通選挙権獲得などを目的とするチャーティスト運動（1836～48年）が大規模に展開され

る。一方、安価なジンの国内生産により、ジンの飲用が国内に広がり、労働者階級の居住地区では酒場がスラムからの逃避場としての役割を果たしていた。1834年の下院飲酒調査特別委員会では、パブに代わるべき施設の提供を含む勧告が作られ、公共遊歩道、公園、戸外レクリエーションの場、地区・教区図書館、博物館の設立が盛り込まれたが、経費のための課税があるために通過しなかった。また、産業革命の中でイギリスの工業デザインが遅れていることに関心が持たれ、各地のデザイン学校の設立について、3-(1) で述べた通り、博物館法が1845年に制定されたのである<sup>62)</sup>。

欧米の博物館史を研究する高橋雄造は、「社会統制のツールとしての博物館展示」という考え方を打ち出している。例えば、「博物館は教育のために存在する」という方針を世界で初めて明確に打ち出した英国のサウスケンジントン博物館（1857年開館）は、夜間開館を行なうとともに週3日は無料日とし、さまざまな展示手法を工夫することで労働者の入場を歓迎した。高橋はその背景として、「産業革命がすすむにつれて、労働者に酒場と売春宿以外の健全なレジャー施設を与える方が結局は得であることが理解されるようになった。ブルジョアジーのうちの社会改革派は、普通教育と健全なレクリエーションの制度化を推進しようとした。労働者の生活を改善するだけでなく、高い文化の一部を彼らにも許すようになった。これが支配の安定化につながるものがわかってきた」と指摘している<sup>63)</sup>。高橋が指摘するように、博物館が「社会統制のツール」であるならば、入館無料はその目的のための有効な手段と言えよう。

#### おわりに

日本の戦後の法制定過程では、博物館・図書館ともに無料入館に対しては本来の利用者でないと考えられた人々を排除することが意識されていた。図書館法には占領軍の強い意向で無料閲覧制が導入されたが、博物館法・図書館法ともに制定時に日本人の側から「無料制によってすべての人に教育の機会が与えられる」という考え方が育つには至らなかった。英米では、「博物館の無料化＝社会階層間の格差の是正」が、それが有効であるかの疑いや検討も含めて念頭にあるが、日本では所得による優遇策を設ける発想がなかったために、いまだに博物館を無料にする意味を認識出来ないのではないかと考えられる。

しかし現在、各地の自治体は財政難に陥る一方で、少子高齢化の進行や貧困世帯の増加に直面しており、公立博物館は福祉などの他の施策と、減少する税金というパイを取り合わなければならない状況に置かれている。博物館の理念として、また、寄附や納税者からの支持を得る意味でも、博物館関係者は格差是正のための努力（＝不利益を被っている人々への積極的優遇措置）を、その有効性の検討も含めて視野に入れるべき時期を迎えているのではないだろうか。AAMが刊行した *Excellence and Equity* (1992)<sup>64)</sup> では、博物館及び関係者にコミュニティの多様性を反映・包摂することを勧告しているが、そのことはまた、豊富なコレクションや学術的資源の活用



と矛盾するものではない。

また、残された課題として、博物館の入館無料を社会統制の側面から考察する必要があることを指摘しておきたい。博物館での見学体験がその後の人生にいかほどの影響を及ぼしうるのは実証が難しい問題だが、特にレクリエーション施設としての側面を強く持つ日本の動物園・水族館が果たしてきた役割を問うことは可能であろう。

さらにイギリスの博物館の無料政策は、佐藤が指摘するように、世界各地から文化財を収奪してきた過去を無視して考えることはできない。保存技術や収蔵施設がギリシアを始めとする元の文化財保有国で向上してくるにつれ、返還を拒む理由を見つけるのは困難になっており、厳しい財政状況下での博物館無料政策の維持は、イギリスの免罪符となりうるのかの検討も必要であろう。このように、入館料問題について考えることは、博物館を巡る様々な問題領域を照らし出す可能性を内包しているのである。

本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金 基盤研究 (C)「自治体財政難が公立博物館に及ぼす長期的影響に関する研究」(研究代表者：瀧端真理子、研究課題番号：22530888、2010年度～2012年度)、及び基盤研究 (C)「入館料問題を切り口とする博物館の公共性に関する研究」(研究代表者：瀧端真理子、研究課題番号：25350406、2013年度～2016年度)の助成による研究成果の一部である。

#### 注

- 1) 財団法人日本博物館協会『地域と共に歩む博物館育成事業 日本の博物館総合調査研究報告書』2009年、69-76頁。ここでいう「博物館」の内訳は、登録博物館 898館、博物館相当施設 352館、博物館類似施設 2,785館の計 4,035館である。
- 2) 佐藤創「イギリスにおける国立博物館の「入場無料」政策の維持と文化財返還請求を巡って」IDEJETRO 海外研究員レポート、2010年11月 [http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Overseas\\_report/1011\\_sato.html](http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Overseas_report/1011_sato.html) (2015年12月20日閲覧)
- 3) Lindsay, M., *Admission Charges – The Issues*, Museum of New Zealand Te Papa Tongarewa (Wellington, 1994), pp.1-83. 増田辰良「博物館への入館料金をめぐる論争」北星学園大学『北星学園大学経済学部北星論集』48-2、2009年、61-96頁。
- 4) McFelter, G., 'The Cost of "Free": Admission Fees at American Art Museums', *Museum News* January/February 2007, pp.60-67. [http://www.aam-us.org/pubs/mn/MN\\_JF07\\_cost-free.cfm](http://www.aam-us.org/pubs/mn/MN_JF07_cost-free.cfm) (2015年12月20日閲覧)
- 5) American Alliance of Museums, *America's Museums Reflect Slow Economic Recovery in 2012*, <http://www.aam-us.org/docs/research/acme-2013-final.pdf?sfvrsn=2> (2015年12月20日閲覧) なお、米国の博物館における多様な無料入館制度については下記拙稿を参照されたい。瀧端真理子「アメリカ合衆国の博物館入館料に関する調査 (1)」追手門学院大学博物館研究室『博物館学芸員課程年報 Musa』28、2014年、11-69頁、及び同「アメリカ合衆国の博物館入館料に関する調査 (2)」『博物館学芸員課程年報 Musa』29、2015年、25-71頁。
- 6) Steiner, F., 'Optimal Pricing of Museum Admission', *Journal of Cultural Economics*, 1997, pp.307-333.
- 7) 岸本岳文「公立図書館における無料の原則」塩見昇・山口源治郎編著『図書館法と現代の図書館』社団法人日本図書館協会、2001年、168-179頁。川崎良孝「英米における無料原則の由来と動向」塩見昇・山口源治郎編著、前掲書、2001年、288-308頁。
- 8) 「内外博物館ニュース 博物館講習会」博物館事業促進会『博物館研究』2-6、1929年、7頁。
- 9) 武部欽一「博物館制度に就て」『博物館研究』2-7、1929年、2-6頁。
- 10) Minto, J., *A History of the public Library Movement in Great Britain and Ireland*, George Allen & Unwin

- Ltd. (London, 1932) pp.80-95. T. & E. ケリー、原田勝・常磐繁訳『イギリスの公共博物館』1983年、東京大学出版会、71-78頁、265-273頁。
- 11) Minto, *ibid.* T. & E. ケリー、原田勝・常磐繁訳、前掲書。森耕一『公立図書館の歴史と現在』社団法人日本図書館協会、1986年、46頁。
  - 12) Minto, *ibid.* 藤野幸雄・藤野寛之『図書館を育てた人々 イギリス編』日本図書館協会、2007年、40頁。北嶋武彦著『図書及び図書館史』東京書籍、1998年、230-232頁。
  - 13) 'The Origin of Free Libraries and Museum Act', *The Libraries*, 1889, s 1-1 (1), pp.341-345.
  - 14) George F. Chambers, *The Law Relating to Public Libraries & Museums and Literary and Scientific Institutions*, Night and Co (London, 1899), p.36-37.
  - 15) ウィリアム・マンフォード著・藤野寛之訳『ペニー・レイト イギリス公共図書館史の諸相』金沢文圃閣、2007年、50-51頁。
  - 16) Minto, *ibid.* p.113.
  - 17) 文部省主催博物館講習会(1929年)のプログラムは、『博物館研究』2-5(1929年、14頁)に掲載されている。
  - 18) 棚橋源太郎「博物館施設近時の傾向」『博物館研究』2-9、1929年、7-11頁。
  - 19) 棚橋源太郎「児童博物館問題」『博物館研究』3-4、1930年、4-10頁。
  - 20) 棚橋源太郎「世界の動物園」『博物館研究』3-7、1930年、1-6頁。
  - 21) 「内外博物館ニュース 伊国博物館の入場者激増」『博物館研究』3-7、1930年、6頁。
  - 22) 「第二回公開実物教育機関主任者協議会次第」『博物館研究』3-10、1930年、8頁。「雑録 本会主催第二回全国公開実物教育機関主任者協議会」『博物館研究』3-11、1930年、15-17頁。
  - 23) 「第二回全国公開実物教育機関主任者協議会議事録」『博物館研究』3-11、1930年、1-15頁、及び「文部省へ提出の答申」同、18頁。
  - 24) 「第二回全国公開実物教育機関主任者協議会議事録」『博物館研究』3-12、1930年、1-8頁。
  - 25) 「第二回全国公開実物教育機関主任者協議会議事録」『博物館研究』3-11、1930年、1-15頁。
  - 26) 「内外博物館ニュース 世界コドモ博物館」『博物館研究』3-12、1930年、9頁。
  - 27) 岡田唯吉(文責:記者)「鎌田共済会博物館の施設概観」『博物館研究』4-1、1931年、2-4頁。
  - 28) 「博物館に関する新刊図書雑誌 帝室博物館年報」『博物館研究』4-1、1931年、7頁。
  - 29) 「内外博物館ニュース 関東庁博物館」『博物館研究』4-2、1931年、6頁。
  - 30) 「公開実物教育機関一覧」『博物館研究』3-8、1930年、1-5頁。
  - 31) 日本社会教育学会社会教育法制研究会『社会教育法制研究資料 XIV』1972年、192-198頁。
  - 32) 社団法人日本博物館協会「協会消息」社団法人日本博物館協会『博物館研究』復興1-1、1946年、4-8頁。
  - 33) 小川利夫・新海英行編『日本占領と社会教育Ⅲ 日本占領と社会教育-資料と解説-』大空社、1991年、3-6頁。
  - 34) 日本社会教育学会社会教育法制研究会、前掲書、9-21頁。
  - 35) 日本社会教育学会社会教育法制研究会、前掲書、21-50頁。
  - 36) 日本社会教育学会社会教育法制研究会、前掲書、50-57頁。
  - 37) 鶴田総一郎「日本の博物館の状況について」『博物館研究』33-12、1960年、32-39頁。なお、鶴田はこの当時、国立自然教育園次長兼『博物館研究』編集委員であった。
  - 38) 社団法人日本博物館協会「博物館法制定10周年記念座談会」『博物館研究』34-12、1961年、6-12頁。
  - 39) 川崎繁「博物館法制定時の事情」全日本博物館学会『博物館学雑誌』34-1、2008年、87-94頁。
  - 40) 「図書館令」<http://kindai.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/788012/119> (2015年12月20日閲覧)  
「図書館令改正」[http://www.jacar.go.jp/DAS/meta/listPhoto?REFCODE=A03021902200&IS\\_STYLE=default&image\\_num=4](http://www.jacar.go.jp/DAS/meta/listPhoto?REFCODE=A03021902200&IS_STYLE=default&image_num=4) (2015年12月20日閲覧)  
岸本岳文、前掲論文。鈴木宏宗・渡邊齊志「図書館サービスへの課金」田村俊作・小川俊彦編『公共図書館の論点整理』勁草書房、2008年、59-83頁。

- 41) 「図書館法に規定さるべき事項（昭和21・6・25）」裏田武夫・小川剛編『図書館法成立史資料』社団法人日本図書館協会、1968年、113-122頁。
- 42) 兵藤清「公共図書館法案－長島案」についての説明の要旨（昭和22・9・4）」裏田武夫・小川剛編、前掲書、185-186頁。
- 43) 文部省社会教育局文化課「公共図書館法案（昭和23・3・25）」・両宮祐政「付“公共図書館法案”修正に関する件」裏田武夫・小川剛編、前掲書、211-218頁。
- 44) 社団法人日本図書館協会「公共図書館法案－社団法人日本図書館協会（昭和23・11・3）」裏田武夫・小川剛編、前掲書、251-271頁。
- 45) 「公共図書館法案－文部省案（昭和24・1）」裏田武夫・小川剛編、前掲書、280-291頁。
- 46) 昭和二十四年四月二十五日 社団法人日本図書館協会 公共図書館法案促進委員 中井正一・廿日出逸暁・中田邦造「公共図書館法実施促進委員会報告（第二回）」裏田武夫・小川剛編、前掲書、296-300頁。
- 47) 社団法人日本図書館協会「情報 [2]（昭和24・9・15）」前掲書、322-325頁。
- 48) 「図書館法案要綱（案）（昭和24・10・19）」裏田武夫・小川剛編、前掲書、341-343頁。
- 49) 社団法人日本図書館協会「情報 [3]」裏田武夫・小川剛編、前掲書、328-335頁。
- 50) 「図書館法案要綱（昭和24・12・19）」裏田武夫・小川剛編、前掲書、343-348頁。
- 51) 「図書館法案」裏田武夫・小川剛編、前掲書、348-354頁。
- 52) 「参議院文部委員会議録」裏田武夫・小川剛編、前掲書、354-359頁。
- 53) 「図書館法情報（第九号）」裏田武夫・小川剛編、前掲書、391-392頁。
- 54) 「衆議院文部委員会議録」裏田武夫・小川剛編、前掲書、361-383頁。
- 55) 小林文人「図書館法の成立」国立教育研究所編『日本近代教育百年史第八巻 社会教育2』国立教育研究所、1974年、765-771頁。
- 56) UNESCO, *Recommendation concerning the Most Effective Means of Rendering Museums Accessible to Everyone*, 1960, [http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL\\_ID=13063&URL\\_DO=DO\\_TOPIC&URL\\_SECTION=201.html](http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL_ID=13063&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html) (2015年12月20日閲覧)  
ICOM 日本委員会訳「博物館をあらゆる人に解放する最も有効な方法に関する勧告（仮訳）」倉田公裕・矢島國雄『新編 博物館学』東京堂出版、1997年、349-353頁。
- 57) 川崎良孝、前掲論文。
- 58) ウォルター・ホワイトヒル著、川崎良孝訳『ボストン市立図書館100年史－栄光、挫折、再生』社団法人日本図書館協会、1999年、47-48頁。
- 59) 社団法人日本図書館協会「公立図書館の指定管理者制度について」2005年8月4日 <http://www.jla.or.jp/portals/0/html/kenkai/siteikanrisya.pdf> (2015年12月20日閲覧)
- 60) 岸本岳文、前掲論文、171頁。
- 61) 古賀毅「近代公教育の基本原則に関する再検討－歴史的な形成要件とその現代的な変移－」『日本橋学館大学紀要』10、2011年、3-13頁。
- 62) T&E ケリー著・原田勝・常磐繁訳、前掲書。北嶋武彦編著、前掲書。寺田光孝編『図書及び図書館史』樹村房、1999年、65-66頁。
- 63) 高橋雄造『博物館の歴史』法政大学出版会、2008年、230-270頁。
- 64) American Association of Museums, *Excellence and Equity – Education and the Public Dimension of Museums* (Washington, D.C., 1992), pp.1-32.

\*本文中の引用及び注の中で、原文漢字の旧字体は新字体に改めた。

2015年12月21日受理